規制の事前評価書（要旨）

規制の名称	育成就労制度における育成就労実施者の変更の要件の整備	担当部局	出入国在留管理庁	規制の区分	改正（緩和）	評価実施時期	令和6年3月

規制の目的、内容及び必要性等	【規制の内容】 現行の技能実習制度においては、実習実施者の変更は、やむを得ない事情がある場合にのみ行うことができるが、新制度においては、一定の要件の下では、やむを得ない事情がなくても育成就労実施者の変更を可能とする。 併せて、育成就労外国人が自主的に育成就労実施者の変更を希望するときは、その旨を監理支援機関等に申し出るものとし、申出を受けるなどした監理支援機関等は円滑な育成就労実施者の変更という観点から必要な連絡調整等を行う仕組みを整備することとする。 【目的】 本規制の緩和によって、効率的な人材育成の体制を確保しつつ、育成就労外国人の権利性を高めることを目的とする。 【必要性】 現行の技能実習制度では、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得する観点から、一つの実習先で実習を行うことを原則とし、人権侵害行為等、「やむを得ない事情がある場合」を除き、転籍すなわち実習実施者の変更を認めていないが、転籍制限があることにより、人権侵害を発生・深刻化させる背景・原因ともなっている旨指摘されている。 【代替案】 育成就労実施者の変更に係る規制を撤廃する。
法律又は政令の名称	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案

直接的な費用の把握	改正案	代替案
遵守費用	本人の意向による育成就労実施者の変更が行われる場合、転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等のうち、転籍後の受入れ機関にも分担させるべき費用については、転籍前の受入れ機関が正当な補塡を受けられるようにするための仕組みを検討することとしており、このような変更前後の育成就労実施者間での適切な費用分担のほかは、本規制により事業者に追加的な費用負担が生じることは想定されない。	改正案と同様に、本規制により事業者に追加的な費用負担が生じることは想定されない。
行政費用	本規制により、育成就労実施者の変更を希望する外国人が増加することに伴い、外国人に対する相談援助や関係者との連絡調整に係る行政の人的費用の一定の増加が想定されるが、現時点で具体的な算出は困難である。	改正案と同様に、本規制により、育成就労実施者の変更を希望する外国人が増加することに伴い、外国人に対する相談援助や関係者との連絡調整に係る行政の人的費用の一定の増加が想定されるが、現時点で具体的な算出は困難である。

直接的な効果（便益）の把握	育成就労外国人は、育成就労実施者の変更を希望する場合、要件を満たせば自らの希望により育成就労実施者の変更をする機会を得ることができるため、育成就労外国人の権利をより適切に保護することが期待できる。
副次的な影響及び波及的な費用の把握	本規制による波及的効果として、人権侵害等の防止・是正等が図られることによって、外国人から日本が魅力ある働き先として選ばれる国になることが期待される。
費用と効果（便益）との関係	本規制により事業者に追加的な費用負担は生じず、増加する行政費用も現時点でそれほど大きなものとは想定されないのに対して、育成就労外国人の権利性が向上することによる社会的利益や上記の波及的効果は大きいというべきであるから、本規制を導入することが適当である。
代替案との比較	代替案を採用する場合、育成就労外国人の希望に基づき、育成就労の期間内に何度でも育成就労実施者が変更されることが想定され、このような場合には効率的な人材育成が達成されないというおそれが生じるところ、結果として未熟練のまま本邦に在留することとなる育成就労外国人本人の権利保護にも悪影響をもたらすことも想定される。 規制案と代替案を比較すると、代替案は波及的影響への懸念が大きいことから、制度の目的を適切に達成するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。
その他関連事項	なし
事後評価の実施時期等	本規制については，施行から5年後（令和11年目処）以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。
備考	